

6.8.7 公共交通へのアクセシビリティ

(1) 調査事項

調査事項は、表 6.8.7-1 に示すとおりである。

表 6.8.7-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ アクセス経路における歩車動線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までのアクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）を利用する。 ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・ 一般来園者の通行ルートにおける道路保安用品による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を行う。 ・ 夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査手法

調査手法は、表 6.8.7-2 に示すとおりである。

表 6.8.7-2 調査手法

調査事項	工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度	
調査時点	工事の施行中とした。	
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	

(4) 調査結果

1) 調査結果の内容

ア. 予測した事項

ア) 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

新木場駅及び夢の島バス停から夢の島公園までのアクセス経路は、マウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されている。また、工事用車両の走行ルートである臨港道路新砂・夢の島線はかもめ橋を利用して横断する構造となっているため、立体的に車道と分離されている。

事業の実施に伴い、夢の島公園内の園路の一部に通行規制が生じたが、代替路を設定するとともに、園路と工事用車両の走行ルートが重複した区間については、道路保安用品による歩者分離等も含めた交通安全対策や交通整理員の配置が行われた。

また、夢の島公園内や施設の近辺に案内看板を設置することで円滑な移動を促し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保した。

イ. 予測条件の状況

ア) 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行ルートは、図 4.3-2 に示すとおりである。

イ) アクセス経路における歩車動線分離の状況

「ア. 予測した事項」に示すとおり、近接する駅等から夢の島公園までのアクセス経路はマウントアップ形式、ガードレール及び歩道橋により歩道と車道が分離されている。また、夢の島公園の園路と工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩者分離等も含めた交通安全対策や交通整理員の配置が行われた。

ウ. ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 6.8.7-3 に示すとおりである。公共交通へのアクセシビリティに関する苦情はなかった。

表 6.8.7-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までのアクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）を利用する。 	<p>安全教育等を通じて、運転者には、湾岸道路の使用など走行ルートの限定に関して事前指導し、アクセス性への配慮に努めた。（写真 6.8.7-1）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 	<p>工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置した。（写真 6.8.7-2）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般来園者の通行ルートにおける道路保安用品による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を行う。 	<p>一般来園者が通行する園路を工事で使用したため、保安用品を用いて歩車道分離を行うほか、交通整理員を配置した。（写真 6.8.7-3）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。 	<p>夢の島公園内の園路等を占用する工事を行ったため、代替路を設定するとともに、交通整理員を配置し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保した。（写真 6.8.7-4～写真 6.8.7-5）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 	<p>安全教育等を通じて、規制速度の厳守、安全走行の徹底等、運転者へ指導を行ったほか、速度規制や安全走行を呼びかける看板の設置を行った。（写真 6.8.7-1、写真 6.8.7-6）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める。 	<p>工事用車両（主にダンプトラック、生コンクリート車等）の総量を調整し、集中を避けた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の走行に当たっては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 	<p>工事用車両は極力施工ヤード内に誘導するとともに、安全教育等で周辺市街地での待機や違法駐車防止の徹底について指導を行った。（写真 6.8.7-1）</p>



写真 6.8.7-1 安全教育



写真 6.8.7-2 交通整理員の配置



写真 6.8.7-3 交通整理員の配置



写真 6.8.7-4 園内安全対策



写真 6.8.7-5 代替路に関する看板



写真 6.8.7-6 規制速度の厳守、安全走行の
看板

2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

ア. 予測した事項

ア) 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

近接する駅等から夢の島公園までのアクセス経路は、マウントアップ形式、ガードレール及び歩道橋により歩道と車道が分離されている。また、事業の実施に伴い、夢の島公園内の園路の一部に通行規制が生じたが、代替路を設定するとともに、夢の島公園の園路と工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩者分離等も含めた交通安全対策や交通整理員を配置することで、歩行者空間を確保して影響を低減した。

また、夢の島公園内や施設の近辺に案内看板を設置することで円滑な移動を促し、夢の島熱帯植物館等の夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保した。これらのミティゲーションの実施により、公共交通からのアクセシビリティを確保した。

以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。